

理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会開催要領

1. 趣旨

平成27年6月30日閣議決定された「規制改革実施計画」を踏まえ、

- ① 理容師又は美容師のいずれか一方の資格を持った者が他方の資格を取得しやすくなるための措置
- ② 理容師・美容師の養成課程における教育内容や国家試験のあり方について検討することを目的として、検討会を開催する。

2. 検討事項

- (1) 理容師・美容師両資格の取得の養成課程のあり方について
- (2) 養成施設における教科課程について
- (3) 国家試験の内容等について
- (4) その他必要な事項

3. 構成等

- (1) 構成員は別紙のとおりとし、座長を1名置く。
- (2) 構成員の委嘱期間は、委嘱の日から平成29年3月31日までとする。
- (3) 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故等が生じた場合、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (5) 必要に応じて構成員以外の者の意見を聞くことができる。

4. 運営

- (1) 検討会は、生活衛生・食品安全部長が開催する。
- (2) 検討会は、原則公開とする。ただし、議事内容により、座長が非公開とすることが必要であると認める場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。
- (3) 本要領に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は座長が検討会の了承を得て、その取り扱いを決定するものとする。

5. その他

検討会の庶務は、生活衛生・食品安全部生活衛生課が行う。

理容師・美容師の養成のあり方に関する検討会

- 有吉 幸子 宇都宮美容専門学校 校長
- 遠藤 弘良 東京女子医科大学国際環境・熱帯医学講座 教授
- 大森 利夫 全国理容生活衛生同業組合連合会 理事長
- 河合 靖臣 中央理容美容専門学校 校長
- 坂元 昇 川崎市健康福祉局 医務監
- 鈴木 正壽 公益社団法人 日本理容美容教育センター 理事長
- 西島 正弘 公益財団法人 理容師美容師試験研修センター 副理事長
- ◎ 原田 一郎 東海大学教養学部人間環境学科社会環境課程 特任教授
- 宮崎 孝治 江戸川大学メディアコミュニケーション学部
こどもコミュニケーション学科 教授
- 湯田 桂子 集英社マキア編集部 編集長
- 吉井 真人 全日本美容業生活衛生同業組合連合会 理事長

(五十音順 敬称略)

◎座長